

### 静岡県告示第581号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年8月14日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月14日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	469号	裾野市須山字淵287番の2から 裾野市須山字淵304番の1まで	前	7.8~13.4	95.8
			後	9.7~16.6	95.8

=====

### 静岡県告示第582号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年8月14日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月14日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	白糸富士宮線	富士宮市下条字出口 558番、559番地先	前	11.1~11.6	15.0
			後	11.6	15.0